

議案第 115 号

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例の制定について

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市総合福祉会館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進及び勤労者福利の増進を図るための拠点として伊賀市総合福祉会館（以下「総合福祉会館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合福祉会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 伊賀市総合福祉会館

位置 伊賀市平野山之下 380 番地 5

(管理)

第3条 総合福祉会館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

(休館日)

第4条 総合福祉会館の休館日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(利用時間)

第5条 総合福祉会館の利用時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更する

ことができる。

(入場の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、総合福祉会館への入場を拒否し、又は当該施設から退場を命じることができる。

- (1) 施設、設備等を破損若しくは汚損した者又はそのおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物類を携帯する者
- (3) めいていしている者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、施設等の管理及び運営上支障があると認める者

(利用の承認)

第7条 総合福祉会館を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用の不承認又は取消し)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合福祉会館の利用を承認しない。

- (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 建物又は器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) 公安を害し、又は騒じょうを起こすおそれがあると認めるとき。
- (4) 設置目的に反するおそれがあると認めるとき。
- (5) その他指定管理者が不適當と認めるとき。

2 既に承認したものについて、前項各号のいずれかに該当するときは、これを取り消し、退去させることができる。

(利用料金)

第9条 第7条の利用承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める利用料金を指定管理者に前納しなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第10条 指定管理者は、あらかじめ市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第11条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用、権利の譲渡等の禁止)

第12条 利用者は、承認を受けた目的以外に総合福祉会館を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、総合福祉会館の利用を終了したとき、又は利用承認を取り消されたときは、直ちにその利用場所を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第14条 利用者が故意又は過失により総合福祉会館の施設又は器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないとき認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 総合福祉会館の施設等の利用承認に関する業務
- (2) 総合福祉会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合福祉会館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務

(指定管理者の指定の期間)

第16条 指定管理者が施設の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日)から起算して3年間とする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例の廃止)

- 3 上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第118号)は、廃止する。

(伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止)

- 4 伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第172号)は、廃止する。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の日の前日までに、上野ふれあいプラザの設置及び管理に関する条例及び伊賀市勤労者福祉会館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第9条関係)

| 区分 室名 | 午前 | 午後 | 夜間 |
|----------|----------|---------|------------|
| | 8時30分～正午 | 13時～17時 | 18時～21時30分 |
| 会議室① | 600円 | 700円 | 600円 |
| 会議室② | 400円 | 400円 | 400円 |
| 活動室① | 400円 | 500円 | 400円 |
| 活動室② | 400円 | 500円 | 400円 |
| 活動室③ | 100円 | 200円 | 100円 |

備考

- 1 区分された時間を超えて利用した場合のその超える時間の利用料金は、超過した1時間(1時間に満たない時間数があるときは30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)ごとに利用を承認された区分の利用料金の額の100分の30に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た額)とする。
- 2 利用時間には、準備及び原状回復のための時間を含むものとする。
- 3 利用者が入場料その他これに類するもの(以下この項において「入場料」という。)を1人につき1,000円に消費税等相当額を加算した額以上徴収する場合は、利用料金に100分の100を乗じて得た額を加算する。この場合において、額の異なる2種以上の入場料を徴収するときは、その最も高額な入場料についてこの規定を適用す

る。

4 前項の規定にかかわらず、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。

5 冷房又は暖房を利用する場合は、利用料金に100分の50を乗じて得た額を加算する。